

土湯宝生園指定居宅介護支援事業所

重 要 事 項 説 明 書

〈令和 6 年 4 月 1 日 改定〉

1【事業者（法人）の概要】

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 多宝会		
主たる事務所の所在地	〒960-8035 福島県福島市本町4-23		
代表者	理事長 加藤貴之		
電話番号	024-522-6611	FAX番号	024-522-6614
設立年月日	平成9年7月23日		

2【事業所の内容】

(1) 事業所概要

事業所名	土湯宝生園指定居宅介護支援事業所		
事業所の所在地	福島県福島市土湯温泉町字坂ノ上23		
電話番号	024-594-5902	FAX番号	024-595-2181
管理者氏名	鈴木美奈		
通常の実施地域	福島市内		
営業日	月曜日～金曜日（但し、祝祭日及び12月30日～1月3日を除く）		
営業時間	8：30～17：30		

(2) 職員体制

職種	従事する業務	人員
管理者	業務の一元的な管理	1名（兼務）
主任介護支援専門員	居宅介護支援の提供、要介護認定調査	2名（うち1名兼務）

3【サービスの内容】

(1) 居宅介護支援の提供

- ①居宅サービス計画の作成
- ②サービス実施状況、利用者状態の把握・評価
- ③サービス担当者会議の開催
- ④給付管理業務
- ⑤要介護認定申請に対する協力・援助
- ⑥介護保険等施設への紹介
- ⑦その他相談業務

(2) 要介護認定調査

4【利用料金】

(1) 介護保険給付対象サービス

- ・要介護認定を受けている方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日、福島市の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

【基本単位】

区分	サービス利用料金		備考
居宅介護 支援費 I (i)	要介護 1・2	12,490円	介護支援専門員1人あたり 利用者45人未満
	要介護 3・4・5	16,230円	
居宅介護 支援費 I (ii)	要介護 1・2	5,440円	介護支援専門員1人あたり 利用者45人以上60人未満
	要介護 3・4・5	7,040円	
居宅介護 支援費 I (iii)	要介護 1・2	3,260円	介護支援専門員1人あたり 利用者60人以上
	要介護 3・4・5	4,220円	

【加算】

加算項目	料金	備考
初回加算	3,000円	
入院時情報連携加算	(I)	2,500円
	(II)	2,000円
退院 ・ 退所 加 算	(I) イ 連携1回 カンファ参加 無	4,500円
	(I) ロ 連携1回 カンファ参加 有	6,000円
	(II) イ 連携2回 カンファ参加 無	6,000円
	(II) ロ 連携2回 カンファ参加 有	7,500円
	(III) 連携3回 カンファ参加 有	9,000円
居宅支援通院時情報連携加算	500円	
緊急時等居宅カンファレンス加算（月2回まで）	2,000円	

(2) 交通費

- ・サービス提供に係る交通費は無料です。

5【居宅サービス計画作成について】

- ①利用者の居宅を訪問し利用者及び家族と面談し情報を収集して解決すべき課題の把握に努めます。
- ②当該地域における指定居宅サービス事業所等に関するサービスの内容、当該事業所をケアプランに位置づけた理由、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者に複数の事業所の紹介を求めることが可能である旨の説明を行い、サービスの選択を求めます。
- ③居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼します。

個々の状況に応じて算定される加算です。

- ④利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て意見を求めた主治医等に対してケアプランを交付します。
- 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状況等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
- ⑤作成した居宅サービス計画の原案について、位置づけた居宅サービスの内容、利用料について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑥介護支援専門員は、障害福祉制度の相談支援専門員との密な連携を促進するため、特定相談支援事業所との連携に努めます。
- ⑦通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護（生活援助中心型）を位置づける場合には、市町村にケアプランを届け出て地域ケア会議の開催等により、届け出されたケアプランの適正検証を行います。
- ⑧前 6 か月間に作成した居宅サービス計画書における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス毎の割合と同一事業者によって提供されたサービスへの割合を説明し特定の事業所へ偏る事なく適切なサービスが提供された事への理解が得られる様にします。
- ⑨その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

6 【苦情受付体制について】

当事業所の居宅介護支援に関する苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての苦情を承ります。

①当事業所における受付

受付担当者	鈴木 美奈
解決責任者	齋藤 圭太
電話	024-594-5902
F A X	024-595-2181
受付日及び時間	月曜日～金曜日の 8：30～17：30

②苦情解決第三者委員における受付

第三者委員氏名	住所	電話番号
小熊 敬子（人権擁護委員）	福島市上鳥渡字八貫地 21-1	024-593-2248
阿部 国敏（多宝会評議員）	福島市土湯温泉町字下ノ町 25	090-4631-3088
佐藤 千秋（多宝会評議員）	福島市土湯温泉町字上ノ町 18-101	090-7526-7199
渡邊 あゆ美（多宝会評議員）	福島市松川町天王原 3	024-522-5659

③行政機関その他苦情受付機関

機関名	住所	電話番号
福島県社会福祉協議会運営適正化委員会	福島市渡利字七社宮 111	024-523-2943
福島県国民健康保険団体連合会	福島市中町 3 番 7 号	024-528-0040
福島市役所 介護保険課	福島市五老内町 3 番地 1 号	024-525-6587

7 【個人情報の取扱いについて】

- ①事業者および介護支援専門員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ②事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- ③事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 福島県福島市土湯温泉町字坂ノ上 23 番地
名 称 社会福祉法人 多宝会
土湯宝生園指定居宅介護支援事業所

印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 氏名

印

(署名・法定) 代理人 氏名

印

③行政機関その他苦情受付機関

機関名	住所	電話番号
福島県社会福祉協議会運営適正化委員会	福島市渡利字七社宮 111	024-523-2943
福島県国民健康保険団体連合会	福島市中町 3 番 7 号	024-528-0040
福島市役所 介護保険課	福島市五老内町 3 番地 1 号	024-525-6587